平成27年第4回(12月)大磯町議会定例会

議 案 第 84 号 説 明 資 料

平成27年12月15日

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

							Ź	米	斗												
1	改正概要	•	 •	•	•	•		•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•		1
2	改正内容	•	 •	•	•	•		•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•		1
3	新旧対照表	•	 •	•	•	•		•	•	•		•	 •	•	•	•	•			2~	7

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

○ 改正概要

近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会 活動を促進するため、「標準町村議会会議規則」が改正され、女性議員が出産を理由に 欠席できる規定が明記されたことに伴い、所要の改正を行う。

〇 改正内容

1 「標準町村議会会議規則」の改正に伴う改正(第2条関係) 議会における議員の欠席の届出の取扱いに関し、議員が出産する場合における欠席の 届出について新たに規定する。

2 規定の整備に伴う改正

- ・ 大磯町公用文に関する規程に基づく規定の整理を行う。(目次関係)
- ・ 地方自治法の改正に伴う条ずれへの対応を行う。(第16条、第69条関係)

3 施行日

この規則の公布の日とする。

大磯町議会会議規則 新旧対照表

	改正案	現行
<u>目次</u>		<u>目次</u>
第1章	総則(第1条~第12条)	第1章 総則
第2章	議案及び動議(第13条~第18条)	第1条 (参集)
第3章	議事日程(第19条~第23条)	第2条 (欠席の届出)
第4章	選挙(第24条~第32条)	第3条 (議席)_
<u>第5章</u>	議事(第33条~第45条)	第4条 (会期)
第6章	<u>発言(第46条~第60条)</u>	第5条 (会期の延長)
第7章	<u>委員会(第61条~第73条)</u>	第6条 (会期中の閉会)
第8章	表決(第74条~第83条)	第7条 (議会の開閉)
<u>第9章</u>	請願(第84条~第89条)	第8条 (会議時間)
第10章		<u>第9条 (休会)</u>
第11章		<u>第10条 (会議の開閉)</u>
第12章	<u>規律(第96条~第103条)</u>	<u>第11条 (定足数に関する措置)</u>
第13章	懲罰(第104条~第109条)	<u>第12条 (出席催告)</u>
第14章	公聴会(第110条~第115条)	第2章 議案及び動議
		<u>第13条 (議案の提出)</u>
	会議録(第117条・第118条)_	第14条 (一事不再議)
第17章		第15条 (動議成立に必要な賛成者の数)
第18章		第16条 (修正の動議)
第19章	補則(第121条)	第17条 (先決動議の措置)
<u>附則</u>		第18条 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)
		第3章 議事日程
		第19条 (日程の作成及び配布)
		第20条 (日程の順序変更及び追加)
		第21条 (議事日程のない会議の通知)
		第22条 (延会の場合の議事日程)
		第23条 (日程の終了及び延会)
		第4章 選挙
		第24条 (選挙の宣告)
		第25条 (不在議員)
		第26条 (議場の出入口閉鎖)
		第27条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)

改正案	現行
	第28条 (投票)
	第29条 (投票の終了)
	第30条 (開票及び投票の効力)
	第31条 (選挙結果の報告)
	第32条 (選挙関係書類の保存)
	<u>第5章</u> <u>議事</u>
	第33条 (議題の宣告)
	第34条 (一括議題)
	第35条 (議案等の朗読)
	第36条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)
	第37条 (付託事件を議題とする時期)
	第38条 (委員長及び少数意見の報告)
	第39条 (修正案の説明)
	第40条 (委員長報告等に対する質疑)
	第41条 (討論及び表決)
	第42条 (議決事件の字句及び数字等の整理)
	第43条 (委員会の審査又は調査の期限)
	第44条 (再審査又は再調査のための付託)
	<u>第45条 (議事の継続)</u>
	第6章 発言
	第46条 (発言の許可等)
	第47条 (発言の要求)
	第48条 (討論の方法)
	第49条 (議長の発言討論)
	第50条 (発言内容の制限)
	第51条 (質疑の回数)
	第52条 (発言時間の制限)
	第53条 (議事進行に関する発言)
	第54条 (発言の継続)
	第55条 (質疑又は討論の終結)
	第56条 (選挙及び表決時の発言制限)
	<u>第57条 (一般質問)</u>

 ω

Mr = 0 M / FO M CEUD Mr
第58条 (緊急質問等)
<u>第59条 (準用規定)</u>
第60条 (発言の取消し又は訂正)
<u>第7章</u> <u>委員会</u>
第61条 (議長への通知)
第62条 (会議中の委員会の禁止)
第63条 (委員の発言)
第64条 (委員外議員の発言)
第65条 (委員の議案修正)
第66条 (分科会又は小委員会)
第67条 (連合審査会)
第68条 (証人出頭又は記録提出の要求)
第69条 (所管事務の調査)
第70条 (委員の派遣)
第71条 (閉会中の継続審査)
第72条 (少数意見の留保)
第73条 (委員会報告書)
第8章 表決
第74条 (表決問題の宣告)
第75条 (不在議員)
第76条 (条件の禁止)
第77条 (起立による表決)
第78条 (投票による表決)
第79条 (記名及び無記名の投票)
第80条 (選挙規定の準用)
第81条 (表決の訂正)
第82条 (簡易表決)
第83条 (表決の順序)
第9章 請願
第84条 (請願書の記載事項等)
第85条 (請願文書表の作成及び配布)
第86条 (請願の委員会付託)
<u> </u>

現行

改正案

4

C	1

ſ	改正案	現行
-		第87条 (紹介議員の委員会出席)
		第88条 (請願の審査報告)
		第89条 (陳情書の処理)
		<u>第10章</u> <u>秘密会</u>
		第90条 (指定者以外の退場)
		第91条 (秘密の保持)
		第11章 辞職及び資格の決定
		第92条 (議長及び副議長の辞職)
		第93条 (議員の辞職)
		<u>第94条 (資格決定の要求)</u> 第95条 (資格決定の審査)
		<u>第95条 (負俗次足の番重)</u> 第12章 規律
		<u>第12年 </u>
		第97条 (服装)
		第98条 (議事妨害の禁止)
		第99条 (離席)
'		第100条 (禁煙)
		第101条 (新聞等の閲読禁止)
		第102条 (許可のない登壇の禁止)
		第103条 (議長の秩序保持権)
		<u>第13章</u> <u>懲罰</u>
		第104条 (懲罰動議の提出)_
		第105条 (懲罰の審査)
		第106条 (戒告又は陳謝の方法)
		第107条 (出席停止の期間)
		第108条 (出席停止期間中出席したときの措置)
		第109条 (懲罰の宣告)
		<u>第14章 公聴会</u> 第110条(公職会問題の系統)
		<u>第110条(公聴会開催の手続)</u> 第111条(意見を述べようとする者の申出)
		<u>第111宋(息兄を近へよりとりる有の中山)</u> 第112条(公述人の決定)
		第112条(公述人の沃定) 第113条(公述人の発言)
L		<u> 初110未(ムセハッガ音)</u>

改正案	現行
	第114条(議員と公述人の質疑)
	第115条(代理人又は文書による意見の陳述)
	<u>第15章</u> <u>参考人</u>
	<u>第116条(参考人)</u>
	<u>第16章</u> <u>会議録</u>
	第117条(会議録の記載事項)
	第118条(会議録署名議員)
	<u>第17章</u> <u>協議又は調整を行うための場</u>
	<u>第119条(協議又は調整を行うための場)</u>
	<u>第18章</u> <u>議員の派遣</u>
	第120条(議員の派遣)
	<u>第19章</u> <u>補則</u>
	第121条(会議規則の疑義)
	<u>附則</u>
the arter (A) Full	the article (A) Hel
第1章 総則	第1章 総則
第1条 省略	第1条 省略
(欠席の届出)	(欠席の届出)
	り 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の 開議時刻までに議長に届け出なければならない。
開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議員	
2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長 に欠席届を提出することができる。	<u>×</u>
第3条~第12条 省略	第 3 条~第12条 省略
第2章 議案及び動議	第2章 議案及び動議
第13条~第15条 省略	第13条~第15条 省略
(修正の動議)	(修正の動議)
	が第16条 法 <mark>第115条の 2</mark> (修正の動議) の規定によるものを除くほか、議会が
	1 修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなけれ
ばならない。	ばならない。
2 省略	2 省略
第17条・第18条 省略	第17条・第18条 省略

第3章~第6章 省略

第3章~第6章 省略

改正案	現行
第7章 委員会	第7章 委員会
	第61条~第68条 省略
(所管事務の調査)	(所管事務の調査)
	第69条 省略
	2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとする
は、前項の規定を準用する。	ときは、前項の規定を準用する。
	第70条~第73条 省略
第8章~第19章 省略	第8章~第19章 省略
<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	
別表省略	 別表 省略